

「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰受賞者ロゴマーク使用基準

1 ロゴマーク使用に関する権利

ロゴマークの使用に関する一切の権利は愛知県に帰属します。

2 使用方法

(1)ロゴマークを使用できる者

「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰において表彰された企業に限ります。

(2)ロゴマークの使用目的

表彰された企業がその取組の広報や宣伝等を目的に使用する場合に限りします。

(3)ロゴマークの使用期間

表彰に該当した年度の「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰の表彰式からロゴマークをお使いいただけます。

なお、表彰に該当した年度以降もロゴマークの使用を認めるものとします。

ただし、あいち女性輝きカンパニー認証の取消しの通知を受けた日からロゴマークの使用はできません。

(4)使用可能な媒体

自社の製品や広告、会社案内等

(5)ロゴマークの使用ができない場合

以下のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。

- ・ 特定の宗教活動や政治活動を目的とする場合
- ・ 不当な利益を得ることを目的とする場合
- ・ 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ・ 法令違反又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・ 「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰のイメージを損なうおそれがある場合
- ・ その他、愛知県が適当でないと認める場合

3 使用条件

下記の範囲内で原画を変更して使用することができます。

(1)大きさ

自由に変更できます。ただし、原画の縦横比は必ず保ってください。

(2)色

原画は多色ですが、単色使用も可能です。

4 使用料

ロゴマークの使用料は、無償とします。

5 使用上の留意事項

ロゴマークを使用する場合は、以下について留意してください。

- ・ 本使用基準を遵守すること。
- ・ ロゴマーク使用の権利を譲渡、転貸、継承しないこと。
- ・ 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。

6 免責事項

- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用者の活動についていかなる責任も負いません。
- ・ ロゴマークは、愛知県が特定の商品やサービス、技術等の品質について、認定又は認証するものではありません。
- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用や使用停止に起因する損失、ロゴマークの使用により、第三者に与えた損害等について、一切の責任を負いません。
- ・ この使用基準は、使用者の許諾なく改定することがあります。

7 その他

本使用基準に定めのない事項については、愛知県が判断するものとします。

8 問合せ先

愛知県県民文化局男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ

電話 052-954-6657

附則

この使用基準は、令和5年11月1日から施行する。